

社会資本整備予算の確保に関する意見書

本年3月に発生した東日本大震災は、広範な地域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害である。また、今月襲来した台風12号は、これまでの想定を上回る集中豪雨を伴い、各地に深い傷跡を残した。豪雨や地震などの災害が発生しやすい地理的特性下にある我が国において、どこで起こるかわからない次なる災害に備えて、国民の生命・財産を守るために、国土の強靱化を図ることは喫緊の課題である。

こうした中、先般閣議決定された平成24年度予算の概算要求基準においては、東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費は別枠とされているが、他の裁量的経費等は、平成23年度当初予算に比べ一律10%削減を求める内容となっている。これでは、被災地を支えるべき他の地域の経済まで落ち込むこととなり、却って復興の足かせとなるばかりでなく、次なる災害への備えにも重大な支障を来すことになる。

また、世界経済が混迷を深める中、日本経済も円高・デフレ等の問題に直面しており、大変厳しい財政運営のなかにあっても、機動的かつ効果的に、地域の経済対策や雇用対策を講じていくことが必要である。

よって、国においては、平成24年度予算の概算要求にあたり、以下の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 被災地以外の社会資本整備予算についても十分な総額を確保すること。
- 2 特に、高速道路等の国土ミッシングリンクの解消や、大規模災害に備えた防災・減災対策のための予算は、施設等の供用が遅れることのないよう、必要額を確保すること。
- 3 社会資本整備の一括交付金化において、年度間の事業規模の変動が大きい市町村事業にその対象を拡げることは、必要な防災・減災対策を重点的に進める妨げとなるため、拙速な導入は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端達夫様
財務大臣	安住淳様
国土交通大臣	前田武志様
内閣官房長官	藤村修様